

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 **ふくてつく** と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 A T C I T M 棟 11 階エイジレス L に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、高齢者・障がい者等、支援を必要とするあらゆる市民の自立又はその介助を支援するため、福祉・医療サービス及び住環境整備に関わる直接的・間接的事業の遂行を通じて、専門職を含む市民による自発的な社会参加を促進し、心身のバリアフリーを実現して、社会の利益の増進に寄与する事を目的とする。

(活 動 の 種 類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第 2 条別表の内、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 消費者の保護を図る活動

(事 業 の 種 類)

第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため特定非営利活動に係わる下記の事業を行う。

- ① 高齢者や障がい者のための住環境の整備促進事業。
 - ・ 建築職・福祉職を含む市民を対象とした住環境整備に関する相談事業
 - ・ 住宅改修の診断、設計、施工
 - ・ 介護保険給付その他の公的助成制度を利用する住宅改修の適正検査と適正誘導
 - ・ 既存建物の新たな福祉的機能（グループホームや就労支援作業所、地域市民の寄り合い場所など）への再生支援事業を行う。
- ② 福祉住環境関連研修事業の実施、並びに同目的研修への講師派遣
- ③ 市民講座事業
 - ・ 市民を対象とする木工教室による“ものづくり”技術と習慣の普及
 - ・ 子どもを対象とする木工その他教室による体験と情操学習
 - ・ 高齢者及び障がい者を対象とする、心身の自立を図る研修事業
- ④ 福祉サービス第三者評価事業
- ⑤ 医療・福祉サービス施設の維持管理状況の検査並びに施設環境整備に係るコンサルタントを通じて良質な医療・福祉サービスを支援する事業
- ⑥ 福祉用具関連事業
 - ・ 福祉用具に関する評価及び開発研究、並びに企業・学術との協働開発
- ⑦ その他、目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員及び学生会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- ① 正会員 この法人の趣旨に賛同して入会する個人。
- ② 学生会員 高等学校、大学、大学院、その他専門学校等に在学する個人であって、この法人の趣旨に賛同して入会する者。
- ③ 通信会員 この法人の趣旨に賛同する個人又は団体であって、法人の活動に関する情報提供を求める者。
- ④ 賛助会員 この法人の趣旨に賛同する個人又は団体であって、法人の活動を支援する者。

(入 会)

第 7 条 正会員・学生会員・通信会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の書式によって理事長に入会の承認を得なければならない。理事長は上記正会員等の申し込みについては正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第 8 条 正会員・学生会員・通信会員及び賛助会員は会費を納入しなければならない。
会費の額は、総会の議決を経て決定する。

2. 会員が納入した会費及びその他の拠出金はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第 9 条 会員は、所定の書式を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2. 会員は次の事由により資格を喪失する。
 - ① 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した場合。
 - ② 正当な理由なく会費を滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払い意思がないと認定した者。
 - ③ 第10条の規定に該当して除名されたとき。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

- ① この定款又は規則に違反したとき。
- ② この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。
- ③ この法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 6名以上12名以内
- ② 監事 1名以上 2名以内

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼任する事はできない。
3. 理事の中からその互選によって、次の役員を選任する。
 - ① 理事長 1名
 - ② 副理事長 1名以上2名以内
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれる事にはならない。

(理事の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時、又は理事長が欠けたる時は、理事長が予め指名した順序により、その職務を代行する。
3. 理事は理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の職務を行うものとし、その執行にあたって必要なときは、いつでも理事会に対して報告を求め、調査する事ができる。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した時は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要あるときは、理事長に対して総会の招集を請求すること。
その請求後2週間以内に招集手続きがされない時は、自ら招集すること。
- ⑤ 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

（ 役 員 の 任 期 及 び 欠 員 補 充 ）

- 第 1 5 条 役員任期は 2 年とする。再任を妨げないが、原則として任期終了時に、役員数の 3 分の 1 程度を改選するものとする。
2. 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残余期間とする。
 3. 役員は、辞任又は任期の末日において、後任の役員が選出されていない時は、その任期を任期の末日後最初の総会が終結するまで延長する。
 4. 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（ 解 任 ）

- 第 1 6 条 役員が次の各号のいずれかに該当する時は、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において出席者の 3 分の 2 以上の決議に基づいて解任する事ができる。
- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないことが認められるとき。
 - ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
 - ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

（ 役 員 の 報 酬 ）

- 第 1 7 条 役員は無報酬とする。
2. 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償する事ができる。
 3. 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（ 顧 問 ）

- 第 1 8 条 この法人は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。
2. 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請あるときは、これに出席して意見を述べることができる。
 3. 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て決定する。

第4章 総会

(総会の構成)

- 第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員及び学生会員をもって構成する。
2. 正会員及び学生会員以外の会員は、総会に出席して意見を述べる事ができる。
 3. 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

- 第20条 総会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する事項を議決する。

(総会の開催)

- 第21条 定期総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認めたとき。
 - ② 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面によって開催の請求があった時。
 - ③ 監事が第14条第4号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

- 第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 3. 総会を招集する時は、総会の日時・場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員及び学生会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第24条 総会は、正会員及び学生会員の過半数の出席がなければ開会する事ができない。

(総会の議決)

- 第25条 総会における決議事項は、第22条第3項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員及び学生会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

2. 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員及び学生会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会における書面表決等）

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び学生会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、あるいは他の正会員及び学生会員を代理人として表決を委任する事ができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。
3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び、学生会員は、その議決に加わる事ができない。

（会議の議事録）

第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。
議事録に記載する事項は次のとおりとする。

- ① 日時及び場所
 - ② 正会員及び学生会員の現在数
 - ③ 出席した正会員及び学生会員の数（書面表決及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
 - ④ 審議事項及び議決事項
 - ⑤ 議事の経過の概要及びその結果
 - ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員及び学生会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間保存する。

第5章 理事会

（理事会の構成）

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、この定款に定めるものの他、次の事項を議決する。
 - ① 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - ② 総会に付議すべき事項。
 - ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

（理事会の開催）

第29条 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長が招集する。

2. 理事現在数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、理事長は請求のあった日から14日以

内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事長が理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を本会ホームページ並びにFAX、Eメールをもって、少なくとも開催日の5日前までに、理事及び監事に対して配布して周知しなければならない。
但し、緊急を要する場合において、理事全員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催する事ができる。
4. 監事はその業務執行上必要あるときは、理事会の招集を請求することができる。

(理事会の議事)

- 第30条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。但し理事長に支障がある時、その他特段の事情がある時は、理事長が予め定めた順序により副理事長又はその指名する理事若しくは事務局長がこれに当たる。
2. 理事会においては理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。
 3. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 4. 監事は理事会に出席して意見を述べる事ができるものとする。
 5. 議長は理事会の議事の経過及びその結果について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人2名の記名押印を得て、これを保存しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された財産
- ② 会費収入
- ③ 事業に伴う収入
- ④ 寄付金及び助成金
- ⑤ 資産から生ずる収入
- ⑥ その他の収入

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

(資産の管理)

第33条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(収支予算及び決算)

- 第34条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. やむを得ない理由により、事業年度開始までに、収支予算が決定されない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出を執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。
 3. 予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。
予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
 4. 収支決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。
 5. 会計の決算上、余剰金が生じた時は、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(長期借入金)

- 第35条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

- 第36条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第37条 この定款を変更する時は、総会において正会員及び学生会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

- 第38条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ① 総会の決議。
 - ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の不能。
 - ③ 正会員及び学生会員の欠亡
 - ④ 合併
 - ⑤ 破産手続開始の決定
 - ⑥ 所轄庁による認証の取り消し
2. 総会の決議により解散する場合は、正会員及び学生会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 39 条 この法人が解散のとき有する残余財産は、法第 11 条第 3 項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第 8 章 事務局

(設 置)

第 40 条 この法人の事務は事務局にて行う。

2. 事務局には事務局長その他の職員を置く。
3. 事務局長の任命は理事会議決を経て理事長が行い、事務局の組織及び運営に必要な事項は、事務局長と正会員又は学生会員の内から自発的に参加するメンバーの合議により定める。

(備付け書類)

第 41 条 主たる事務所には、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かねばならない。

2. 理事会は毎事業年度初めの 3 か月以内に、その前年度における下記の書類を作成し、これをその翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。
 - ① 前年事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支決算書
 - ② 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
 - ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けた事がある者全員の氏名を記載した書面
 - ④ 前事業年度において、正会員又は学生会員であった 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

(閲 覧)

第 42 条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があった時は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第 9 章 雑 則

(公 告)

第 43 条 この法人の公告は官報に掲載して行う。

(委 任)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な運用規定は理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第12条第1項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、平成15年6月30日までとする。

理事長	氏名	杉浦	史郎
副理事長	氏名	三浦	久子
理事	氏名	中北	清
理事	氏名	和泉	秀子
理事	氏名	畑	俊治
理事	氏名	鴻上	敬二
理事	氏名	後藤	秀樹
理事	氏名	有馬	定夫
理事	氏名	佐藤	宣三郎
理事	氏名	磯田	吉郎
理事	氏名	清水	麗子
監事	氏名	秋岡	安
監事	氏名	稲住	泰広

3. 設立当初の役員任期は、第15条第1項の再任期間制限の期数に算入しない。
4. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第34条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立初年度の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年6月30日までとする。
6. 設立当初の入会金及び年会費は以下のとおりとする。

	入会金	年会費	
正会員	無料	6,000円	(新規会員は月割計算とする)
通信会員	無料	1,000円	
賛助会員	無料	10,000円。	

特定非営利活動法人 ふくてっく

設立代表者 杉浦 史郎